

【自動車保険】自動車事故時の初期対応につきまして

自動車事故時の初期対応に関する主な制度について以下の通りお知らせいたします。また、自動車事故時は別途掲載の＜事故時の初期対応＞フローチャートについてもご確認くださいませようお願い申し上げます。

< Motor Claims Framework 制度について >

1. お車への損傷・保険利用意思に関わらず、事故発生から24時間以内或いは翌営業日以内に指定修理工場或いは指定事故報告センターに事故報告を行ってください。期限以内に事故報告がなされなかった場合、ご契約時のNCD（無事故割引）が減額されてしまいます。

2. 事故によってレッカー牽引が必要な場合には、必ず指定保険会社による指定整備工場を通して手配ください。詳細内容につきましては、GIA（シンガポール損害保険協会）のウェブサイトに記載の Motor Claims Framework をご参照ください。

< Pre-Repair Inspection 制度について >

自動車事故により車両が損傷しその損害（修理費用等）を第三者（事故の相手方）に請求する事案に（いわゆる対物賠償事故のケース）において

1. 車両の修理を行う前に、事故の相手方もしくは相手方の自動車保険の引受保険会社に通知を行い、通知を受けた相手方の保険会社はその日から2営業日以内に“Pre-Repair Inspection”を実施する必要があります。

2. 相手方の保険会社がその“Pre-Repair Inspection”の権利を放棄した場合は、“Pre-Repair Inspection”を待たずして車両修理を行うことができます。

3. “Pre-Repair Inspection”実施期間中の車両の使用不能に起因する損害（代車代等）は、事故の相手方もしくは相手方の保険会社に請求することができます。

4. 事故の相手方に通知をせず、また、相手方の保険会社による“Pre-Repair Inspection”を待たずして車両修理を行った場合には、裁判所が保険金請求者に対して罰則を課すことができます。

本規定はシンガポール関連行政機関ならびに普通裁判所（Subordinate Court）による指導のもと策定されております。

【担当者連絡先】内藤 潤：直通 6329-5286 Email: jun.naito@sompo.com.sg